

「行政手続コスト」削減のための 基本計画について

平成30年6月4日



厚生労働省年金局

これまでの議論の流れ

規制改革推進会議における議論

ゴール： 日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」へ

日本再興戦略2016

- 「GDP600兆円経済」の実現に向けた**事業者の生産性向上**を徹底的に後押し
- 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を**一体的に**進める新たな規制・制度改革手法の導入



【目標】

- 行政手続簡素化の3原則を踏まえ、行政手続コストを**2020年までに20%削減**
 - * **行政手続コスト = 事業者の作業時間**
 - 昨年3/29行政手続部会取りまとめ（抜粋）
- 税・社会保険関係事務のIT化、ワンストップ化
 - 昨年6/9規制改革実施計画（抜粋）

行政手続簡素化の3原則

(原則1)

行政手続の電子化の徹底 (デジタルファースト原則)

電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。



(原則2)

同じ情報は一度だけの原則 (ワンスオンリー原則)

事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。



(原則3)

書式・様式の統一

同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。



基本計画の公表（昨年6月）

- 社会保険に関する手続について、簡素化に関する基本計画を、昨年6月に厚生労働省HPにて公表済み。平成30年3月末までに改定することとなっていた。

ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメント

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等

ホーム > 行政手続の簡素化

他分野の取り組み 行政手続の簡素化

行政手続の簡素化について

厚生労働省では、平成29年度規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)及び「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)を踏まえ、民間事業者の皆様が行う行政手続コストを2020年までに20%削減するため、行政手続コスト削減のための基本計画を策定しました。

(基本計画の検索)
※ご関心のある手続に係る基本計画は、サイト内検索をご利用いただき、「行政手続コスト」削減のための基本計画」及び「〇〇(関心のある事柄)」の語句で検索してください。

基本計画の対象手続一覧表

- 営業の許可・認可に係る手続[291KB]
- 調査・統計に関する協力[64KB]
- 補助金の手続[93KB]
- 社会保険に関する手続[89KB]
- 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行[26KB]
- 従業員の労務管理に関する手続 [133KB]

ページの先頭へ戻る

基本計画

- 社会保険に関する手続[206KB]
- 従業員の労務管理に関する手続 [1][137KB]
- 従業員の労務管理に関する手続 [2][84KB]

(参考URL) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

基本計画に盛り込んだ主な事項について (厚生年金関係)

電子申請の義務化について

- 平成30年3月末に改定した「基本計画」に盛り込んだ事項のうち、電子申請の義務化について、概要は以下のとおり。

◆ 義務化要件

- ・ 主要12手続（※）について、**大法人の事業所**（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社に係る適用事業所を言う。以下同じ。）が行う場合

※厚生年金保険関係手続（被保険者賞与支払届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届）の他、健康保険関係手続（3手続）、労働保険関係手続（1手続）、雇用保険関係手続（5手続）

◆ 適用時期

- ・ 平成32年4月1日以後に開始する当該大法人の事業所の事業年度

◆ 準備期間

- ・ 平成30年秋頃に関連の法令を改正し公布の上、準備期間を設ける予定

◆ 紙媒体で申請をした場合の対応

- ・ 電子申請に切り替えていただくことが原則ではあるが、やむを得ない理由がある場合は、次回以降の電子申請を促しつつ、申請を受け付ける運用（省令上の取扱いは検討中）とする予定

行政手続コスト削減のために講じる他の対策

□ 事業主が行う行政手続のコスト削減を実現するために講じる予定としている他の対策は以下の通り。

◆ マイナンバーの活用（バックヤード連携）

- ・厚生年金被保険者の氏名変更届及び住所変更届について、マイナンバーを活用して届出そのものを省略する取組を、平成30年3月5日より実施済。
- ・事業主がこれまで年金手帳を保管し、手続きを基礎年金番号で実施していたが、マイナンバー利用により、年金手帳の保管等の事務コストが削減可能となる。

◆ 従業員の押印・署名省略

- ・厚生年金保険関係手続について、事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出について、事業主が本人の意思を確認したことを届書に表示することで、本人押印・署名を省略する（7届出）。平成30年度のなるべく早い時期から実施する。

◆ 添付書類の省略

- ・厚生年金保険については、届出について補完的に必要として添付を求めている書類のうち、賃金台帳・出勤簿については、日本年金機構が厚生年金の適用事業所に対して行う調査の中で確認することで、添付を省略する対応を行う。必要なマニュアル等の改正を速やかに行い、実施する。また、法人登記簿についても、添付省略に向けて検討を行う。

◆ 分かりやすい利用勧奨

- ・厚生年金保険については、平成30年度に電子申請の利用促進について、動画を作成しデモンストラーションを行う予定。
- ・平成30年1月より、厚生年金保険専用ダイヤルを設置し、丁寧な対応を開始。